

# 北区食品ロス削減推進計画（案）に対する

## パブリックコメント実施結果

- 1 意見募集期間 令和3年7月1日（木）～7月30日（金）
- 2 意見提出者 10人（ホームページからの提出：4人、窓口持参：6名）
- 3 意見総数 28件
- 4 周知方法 北区ニュース（7月1日号）  
リサイクル清掃課、北区清掃事務所、滝野川清掃庁舎、各エコー広  
場館、区政資料室、区立図書館、各地域振興室、北区ホームページ

### 5 パブリックコメントによる内容の修正箇所

計画最終案における掲載箇所	修正前	修正後
P1、4、5、7、9、13、 14 下段注釈	<ul style="list-style-type: none"> <li>各注釈の表記について、数字のみ</li> <li>例) 1、2、3…</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各注釈の表記について、数字に※を併記</li> <li>例) ※1、※2、※3…</li> </ul>
P1 第1章 計画策定の概要 1 計画策定の主旨と目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>「目標 12 持続可能な生産消費形態を確保する」では、食品ロスの減少が重要な柱として位置付けられ、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「目標 12 <u>つくる責任 つかう責任</u>」では、食品ロスの減少が重要な柱として位置付けられ、</li> </ul>
P2 第1章 計画策定の概要 2 計画の位置付け 図1 本計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北区食品ロス削減推進計画」との整合を図る計画等に「北区食育推進計画」、「北区教育ビジョン」を記載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「北区食品ロス削減推進計画」との整合を図る計画等に「北区食育推進計画」、「北区教育ビジョン」、「<u>北区環境基本計画</u>」、「<u>北区ゼロカーボンシティ宣言</u>」、「<u>北区地球温暖化対策地域推進計画</u>」を記載</li> </ul>
P4 第2章 食品ロスの現状と課題 1 食品ロスの現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都においては、年間約51万トンの食品ロスが発生しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都においては、<u>平成29（2017）年度</u>に年間約51万トンの食品ロスが発生しています。</li> </ul>
P5 第2章 食品ロスの現状と課題 2 北区の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民1人1日あたりのごみ総排出量及び区民1人1日あたりのごみ排出量はともに全国平均・特別区平均を下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>区民1人1日あたりのごみ排出量</u>及び<u>区民1人1日あたりのごみ総排出量</u>はともに全国平均・特別区平均を下回っていますが、北区</li> </ul>

	回っていますが、北区一般廃棄物処理基本計画2020で掲げるごみ減量の目標「令和11年度に1人1日あたりのごみ総排出量700g、区民1人1日あたりのごみ排出量563g」を達成するためには、食品ロス削減等の社会的課題へ積極的に取り組む必要があります。	一般廃棄物処理基本計画2020で掲げるごみ減量の目標「令和11年度に区民1人1日あたりのごみ排出量563g、区民1人1日あたりのごみ総排出量700g」を達成するためには、食品ロス削減等の社会的課題へ積極的に取り組む必要があります。
P10 第3章 計画の目指す姿と削減目標 2 食品ロスの削減目標	・SDGsの「目標12 持続可能な生産消費形態を確保する」のターゲットの1つに、	・SDGsの「目標12 つくる責任 つかう責任」のターゲットの1つに、
P12 第4章 推進施策 2 基本的施策 (1) 教育及び学習の振興、普及活動(法第14条関係) ①効果的な普及啓発の実施	・(ウ)「食材は、表示に従って、状態よく保存すると長持ちすること」、「正しく保存し、残さず使い切ること」について普及啓発を行います。	・(ウ)「食材は、表示された保存方法を守り、状態よく保存すると長持ちすること」、「正しく保存し、残さず使い切ること」について普及啓発を行います。

## 6 提出された意見の概要とそれに対する区の考え方

計画全体		
No	意見の概要	区の考え方
1	注釈部分は、英数字に対する注釈では地の文と混同しやすいので、単に「1」と記載するのではなく「※1」と記載した方が良いのではないか。	ご意見を踏まえ、注釈の記載方法を修正いたしました。
第1章 計画策定の概要 1 計画策定の主旨と目的		
No	意見の概要	区の考え方
2	中ほどに記述されている「目標12 持続可能な生産消費形態を確保する」では分かりにくいので、SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」のように記載方法を改めたほうがより親しみやすくなるのではないか。	ご意見を踏まえ、記載方法を修正いたしました。
第1章 計画策定の概要 2 計画の位置付け		
No	意見の概要	区の考え方

3	食品ロス対策が「CO <sub>2</sub> 排出量の削減による気候変動の抑制効果も期待されて」おり、「ゼロエミッション東京戦略」との整合を図示するのであれば、「北区環境基本計画」「北区地球温暖化対策地域推進計画」との関係性も示すべき。	ご意見を踏まえ、「図1 本計画の位置付け」内に「北区環境基本計画」、「北区地球温暖化対策地域推進計画」を追記いたしました。あわせて、2021年6月に表明した「北区ゼロカーボンシティ宣言」についても追記いたしました。
第1章 計画策定の概要		
3 計画の期間		
No	意見の概要	区の考え方
4	SDGsで2030年までに半減する目標が設定されているのに、この計画ではなぜ2026年度までなのか。	政府が定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では「おおむね5年を目途に本基本方針の見直しについて検討する」と記載があり、東京都においても「東京都食品ロス削減推進計画」内で「2021年から概ね5年程度とし、東京都資源循環・廃棄物処理計画との調和を図りながら見直しを検討」と記載されています。国や都と連携して食品ロス削減に取り組んでいくため、計画期間を2027年3月までとしております。
第2章 食品ロスの現状と課題		
1 食品ロスの現状		
No	意見の概要	区の考え方
5	3段落目の「東京都においては、年間約51万トンの～」がいつのことかわからない。	計画最終案 P4 下段の注釈のとおり、平成29年度における推計ですが、本文にも追記いたしました。
第2章 食品ロスの現状と課題		
2 北区の現状と課題		
No	意見の概要	区の考え方
6	「区民1人1日あたりのごみ排出量と区民1人1日当たりのごみ総排出量」の表記が4回ほど出てくるが、その表記の順番が3回目以降逆になっており理解がしづらいので、順番を統一してほしい。	ご指摘のとおり、記載方法を修正いたしました。
7	図4に掲載されているが、食品ロスの推計の仕方は東京都と北区で同じなのか。	東京都は東京二十三区清掃一部事務組合報告の「ごみ排出原単位等実態調査」と環境省報告の「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」を基に算出しており、北区は区実施の「家庭ごみ排出実態調査」を基に算

		出しております。東京都・北区ともに、特定の日数の中で地域や拠点を絞り込み廃棄物を調査することで、食品ロスを推計しています。
第 2 章 食品ロスの現状と課題 4 北区の主な取り組み		
No	意見の概要	区の考え方
8	計画案 P8 環境展でもう少し何をやっているのか分かる写真があればよい。	食品ロスに関するクイズを実施している様子を撮影しております。写真については、来場者のプライバシーに配慮したものを使用しております。
第 4 章 推進施策 2 基本的施策 (1) 教育及び学習の振興、普及活動(法第 14 条関係)		
No	意見の概要	区の考え方
9	パンフレット等を作成する際には、文字と表だけで作ると面白くないので多くの方に見ていただくことができないと思います。例えば、絵や写真と数字、グラフなどを合わせて視覚的に理解できるようにすれば、小学生や高齢者でも解りやすいものになると思います。	パンフレット等を作成する際の参考とさせていただきます。
10	リデュースクッキングレシピをもっとたくさんの方に知ってもらえるように取り組んでもらいたい。	リデュースクッキングレシピについては、引き続き北区ホームページへの掲載、イベントでの配布・紹介などを通じて普及啓発に努めてまいります。
11	計画案 P11①(ウ)「食材は、表示に従って、…」を「食材は、表示された保存方法を守り、…」とした方がわかりやすいのではないかと。	ご意見を踏まえ、記載方法を修正いたしました。
12	食品ロスの推進は、この計画に基づき、2030 年以降も継続して実施していかなければならない重要なことです。ですから普及啓発に最も力を入れていくことが必要だと思います。 主体となる若い世代を中心に学校教育の中で賞味期限や消費期限の違いなど、食育を給食の時間などを活用して小学生の時から刷り込んでいくような力の入れ具合でも良いのではないのでしょうか。 冷蔵室や冷凍室の上手な使い方、野菜・肉・魚の保存方法や期限なども家庭科の時間の中	賞味期限と消費期限の違いについては、消費者に正しく理解し、判断していただけるよう引き続き普及啓発に努めてまいります。 また、フードドライブにおける賞味期限まで 2 ヶ月以上という条件については、食品の回収から子ども食堂等団体への受け渡しまでの日数と、更に団体内での利用者への提供までにも一定の日数を要することを勧告しております。 いただいたご意見は今後の施策を進め

	で教えていく必要もあると思います。	るうえでの参考とさせていただきます。
13	<p>賞味期限と消費期限の持つ意味をもっと広報するべきだと思います。</p> <p>美味しさを担保する賞味期限のみを記している食品の場合、消費期限が記されていないばかりに未だ食べられるのに危険回避的な意味合いから廃棄行動に移るのでは。</p> <p>メーカーの「味が落ちた!」クレーム回避目つ安全行動的見地は理解できますが、食品廃棄を助長させている側面を行政からも働きかけてはいかがでしょう。</p> <p>今回の案内が載っていた北区ニュースに「フードドライブ」の記事に募集する食品の対象を賞味期限の2ヶ月前を条件にする件がありますが、ここでも消費期限が記されていれば2ヶ月も区切りを設ける必要は無いのではと思います。取り方によっては「2ヶ月切っているから持ち込まず廃棄しよう」と考える方もいらっしゃるかと思います。</p> <p>まずは考え方と行動の見直しを提言申し上げます。</p>	
14	店舗側は期限の近いものを前進陳列しているが、あえて奥から取ろうとする消費者がいるため、意識啓発が必要。	消費者に対しては、人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」について引き続き普及啓発に努めてまいります。
15	④（エ）「可食部について可能な限り使用することを栄養士から調理員へ指導」とあるが、栄養士が一律に食品ロス削減についての知識があるとは限らないので、栄養士に対する知識の提供や研修も必要となるのではないか。	栄養士に対する知識の提供や研修については、効果的な方法を検討してまいります。
<p>第4章 推進施策 2 基本的施策</p> <p>(2) 食品関連事業者等の取り組みに対する支援（法第15条関係）</p>		
No	意見の概要	区の考え方
16	国の表彰制度を紹介するだけでなく、自治体独自の表彰制度を検討すべき。	独自の表彰制度については、先進事例の研究をし、実施について検討をしております。
17	区内の食品ロス量を削減するには、区民の協力の他、事業者の協力も欠かせないため、第4章2（2）の支援のみならず、小売店や	食品関連事業者からの意見聴取も踏まえ、施策については研究を進めてまいります。

	飲食店等に対して、一歩進んだ「協力」を求める施策が必要ではないか。	いただいたご意見は今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
18	<p>先日、埼玉県のコムビニで「前列の商品からお取りください。」という表記がありました。企業側は、廃棄を見込んだ経費があっても消費者側にはありませんので、買う側は、当然期限が長い後ろを取ります。家庭から出る食品ロスの率を考えてもある意味当然ともいえますが、企業側にも良い施策があれば、行政と個人、企業の三位一体で推進の可能性が広がります。</p> <p>大岡越前の「三方一両損」が良いと感じます。企業側は、おにぎりなど時間で廃棄する食品にはポイントを付けていますが、範囲を拡大してポイントを付けて、個人はポイントと引き換えに期限の短いものを購入できる。行政は、企業と個人にホームページなどを通じての情報提供、食品ロス1協力ポイントとつけた区内共通商品券の発行(マイナンバーカード使用)など、「三方一両損」で普及啓発と持続性を確保する。</p>	

第4章 推進施策 2 基本的施策

(4) 先進的な取り組みの情報収集及び提供(法第18条関係)

No	意見の概要	区の考え方
19	<p>区民への普及啓発や小売店・飲食店への支援に関する取組のほか、サプライチェーン上流におけるフードロス対策も重要である。</p> <p>東京都ではICTを活用した需要予測の研究などを企業と連携して推進するなどしている。また、生産・加工段階とフードシェアサービスをマッチングさせるのはあまり一般的になっていないが、一方で食品廃棄物をバイオマス発電に活用している事例などもあり、そういった電力を購入することで、間接的にサプライチェーン上流のフードロスに貢献できると言えなくもない。二酸化炭素排出削減にも寄与するので、検討の価値はある。</p>	<p>大規模、広範囲に影響を与えるサプライチェーン上流におけるフードロス対策については、3RにおけるReduceや人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」の観点からも重要であり、先進事例の調査・研究を進めてまいります。</p>

第4章 推進施策 2 基本的施策

(5) 未利用食品等を提供するための活動の支援(法第19条関係)

No	意見の概要	区の考え方
----	-------	-------

20	フードドライブ受付窓口の拡充（増設、地域での開設支援など）をしたほうがよい。	フードドライブについては現在試行実施の段階であり、食品の提供状況やご意見を踏まえ、今後の実施手法について検討を進めてまいります。
21	フードドライブについて、エコー広場館等での受付以外に、受付場所の増設や郵送での受付を行う等、受付場所や受付方法を増やした方がより食品ロス削減に繋がると考える。	いただいたご意見は今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
22	家庭から出るフードロスについてですが、ほとんどが生もの（野菜、肉、魚など）なのではないでしょうか。それを考えると、家庭からの食材をフードバンクといっても使えるものは少量（缶詰やインスタント食品のみ）であまり効果はないように思えます。食品ロスの問題を考えるなら、生産者さんから出るもの、食品メーカーや飲食店から出るものと考えたほうが、食品ロスを減らす対策にはなると思います。特にコンビニ弁当の廃棄、飲食店での売れ残り問題は、考えなくてはいけません。調理済みの食材をいかに無駄にしないかというものを北区の食品を扱う事業所や飲食店の方々と一緒に考えていかなければいけないのではないのでしょうか。今、コロナ禍で困っている飲食店が多数あると思いますので、売れ残りのものが少しでも販売でき、廃棄にかかる経費が削減できれば飲食店の方も助かると思いますし、フードロス対策につながればよいのではないのでしょうか。この案のようにとりあえずやっています的な行動では、本質的な解決になりません。目で見ても無駄だとわかるものに焦点を当てて取り組むことを期待します。	食品関連事業者からの意見聴取も踏まえ、施策については研究を進めてまいります。 なお、メーカーや卸売・小売業者等の食品関連事業者から発生する食品廃棄物を減量し、再生利用するために2001年に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」が施行されています。2019年に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」では、「国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」とされており、食品関連事業者のみならず、誰もが「他人事」ではなく「我が事」として食品ロス削減に取り組んでいくことが求められています。 本計画は食品ロス削減推進法を踏まえた計画であり、食品関連事業者を含む多様な主体が食品ロス削減に協働して取り組んでいけるよう、仕組みづくりを進めてまいります。
第5章 計画の推進体制及び進行管理		
1 推進体制及び進行管理		
No	意見の概要	区の考え方
23	第5章では施策の実施状況として、「継続的に点検、進捗確認を行い、定期的に取り組みの成果を検証し、必要に応じて施策の見直し」とあるが、進捗状況の把握として指標の公表も重要と考えられるので、区内食品ロスを継続的に検証し、その成果や実施状況を区民に示してほしい。	区内食品ロス量については家庭ごみ排出実態調査において定期的を検証し、北区ホームページ等で公表してまいります。

24	事業系の食品ロスの削減は、区が国や都、区民等と連携して取り組んでほしい。	食品ロスの削減に関しては、行政・区民・事業者・関連団体等の多様な主体が連携していけるよう、検討をまいります。
その他の意見		
No	意見の概要	区の考え方
25	北区フードドライブの受付窓口の1つとなっている北区清掃事務所には屋外喫煙所が設置されている。清掃事務所は区民が通常訪れる場所ではないためこれまでは喫煙所の設置が容認されていたのかもしれないが、区民が食品を持ち込む場所に喫煙所があるのは不適切なので「北区たばこ対策基本方針」に基づき喫煙所は早期に撤廃するべき。	ご指摘は施設所管課へ伝えました。持ち込みの窓口と屋外喫煙所は距離的に離れておりますが、「方針」を踏まえ、対応を検討まいります。
26	赤羽公園で民間事業者がフードバンクを実施しているが、そこで受け取った食品を公園内で食べながら喫煙している人がいる。公園内は区のルールで禁煙なのだから、フードバンクの実施関係者にも喫煙ルールを徹底させるべきであり、その旨を計画に明記するべき。また、一部のフードバンク実施事業者が自身の店舗前で路上喫煙しており（その店舗のHPには店舗前での路上喫煙を許可するような記載がある）、そういった事業者は対応を改めない限り区のフードバンクに関わらせるべきではない。	ご指摘は施設所管課に伝えるとともに、フードバンク実施事業者に対しても区として引き続き喫煙マナー向上を働きかけてまいります。
27	飲食店からの持ち帰りには食中毒など衛生上の不安を感じる。	飲食店における食品持ち帰りについては、食中毒予防の観点から推奨しておりません。飲食店でのお食事の際は、人や社会・環境に配慮した消費行動である「エシカル消費」の観点からも、食べきれる量の注文にご協力をお願いいたします。
28	消費期限や賞味期限の記載が小さい。もっと大きくするように業界に働きかけるべき。	ご意見として承ります。なお、賞味期限と消費期限の違いについては、消費者に正しく理解し、判断していただけるよう引き続き普及啓発に努めてまいります。